

改定 令和2年11月10日

施行 令和2年 8月15日

甚目寺コミュニティ協議会

地域活性化活動に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1. 活動時における感染防止の基本方針

(1) 活動実施に関する方針について

- ・政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、愛知県の「新型コロナウイルス感染拡大要望対策指針」を踏まえ、「三つの密」を徹底的に避ける。
- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を講じる。
- ・その上で人命の尊重を優先し、感染を防止する対応を図り、活動を実行できる方法を探り、地域活性化の役割を可能な限り果たして行く。
- ・活動の実施・中止の判断は、あま市や地域(甚目寺区)と協議の上、決定する。

2. 活動開催時における感染防止対策

(1) 備品等の準備と対応

- ・SNSやホームページ等の事前開催案内にて、来場者に対し感染症対策を周知徹底する。
- ・事前説明会にて、出店者に対し感染症対策を周知徹底する。
- ・会場入り口には消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を準備し、マスクは常時着用すること、会場への入退室の際は手指消毒を行うことを働きかける。
- ・会場入り口の特定が難しい場合は、別途感染症対策を事前に検討し明確化する。

(2) 屋内会場使用に関する対応

- ・会場の席は間隔空けての使用を徹底し、定員の半分までの利用者に人数制限を行う。
- ・参加者同士の間隔を1～2m確保する。
- ・会場の換気、会場入り口等のドアノブの消毒をこまめに行う。（30分程度を目安に）
- ・食事が可能な会場がある場合は、会場の入り口に消毒液を用意し、時間をずらす、椅子を間引く、向かい合った席を作らない等とし、できる限り人と人との間隔を1～2m確保するよう努める。
- ・こまめに手洗いを行うことを推奨する。タオルの共用や手洗い時のハンドドライヤーを避けて、個人のハンカチ等を使用するよう働きかける。

- ・トイレ等の利用時は、1カ所に集中しないように利用可能なトイレの案内及び、間隔を空けるよう努める。

- ・控室（狭い会場）の利用は一度に1人までとする。

（3）屋外会場使用に関する対応

- ・会場では参加者同時の間隔を1～2m確保する。

- ・主催者にて人と人との距離確保を維持するため、来場者への働きかけを行う。

（4）体調に不安がある方への対応

- ・自宅で各自検温を行い、体調を確認する。そのうえで発熱や咳などの症状がある場合、参加の辞退を求める。

（5）スタッフの安全確保のための実施内容

- ・マスクの着用、手洗い、手指消毒を徹底する。

- ・室内の換気・消毒の際は手袋を着用する。

- ・当日開催前に各自検温を実施し、37.0℃以上の発熱や風邪症状等がある場合は運營業務に従事させないこととする。

（6）屋内での活動履歴の記録

- ・主催事業については利用者全員の氏名や連絡先を記録し、感染者が発生した場合の追跡のため、記入日から1か月間保管を行う。但し同意を得られない場合は別途協議とする。また共催事業等は別途協議の上、決定する。

附則

本ガイドラインは、令和2年8月15日から施行する。

改定1 令和2年11月10日